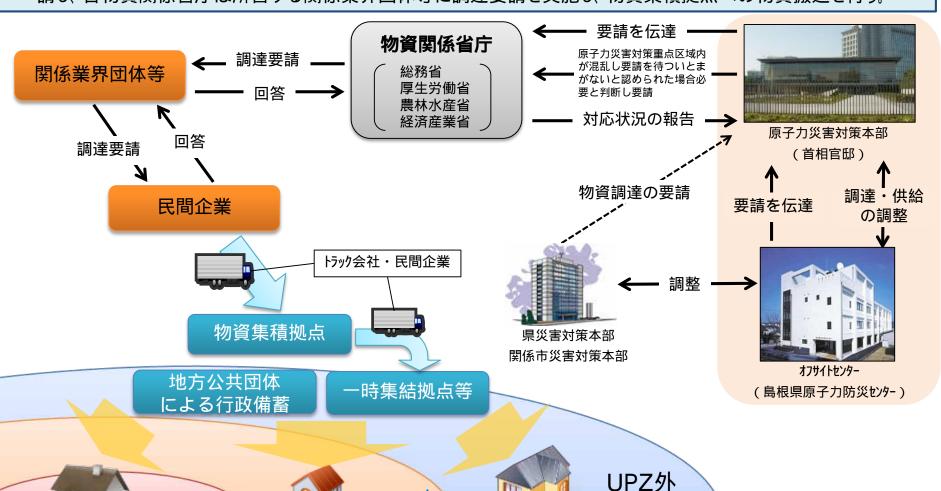
# 国による物資(食料等の生活用品等)の供給体制



- Ø 島根県、鳥取県及び関係市が備蓄している物資が不足する場合、島根県、鳥取県及び関係市から、原子力災害 対策本部に対し物資調達の要請を行う。
- Ø 要請を受けた、又は原子力災害対策重点区域内が混乱し要請を待ついとまがないと認められた場合等、原子力災害対策本部は、物資関係省庁(総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省)に対しこの要請を伝達、又は要請し、各物資関係省庁は所管する関係業界団体等に調達要請を実施し、物資集積拠点への物資搬送を行う。



避難先

UPZ内

屋内退避施設等

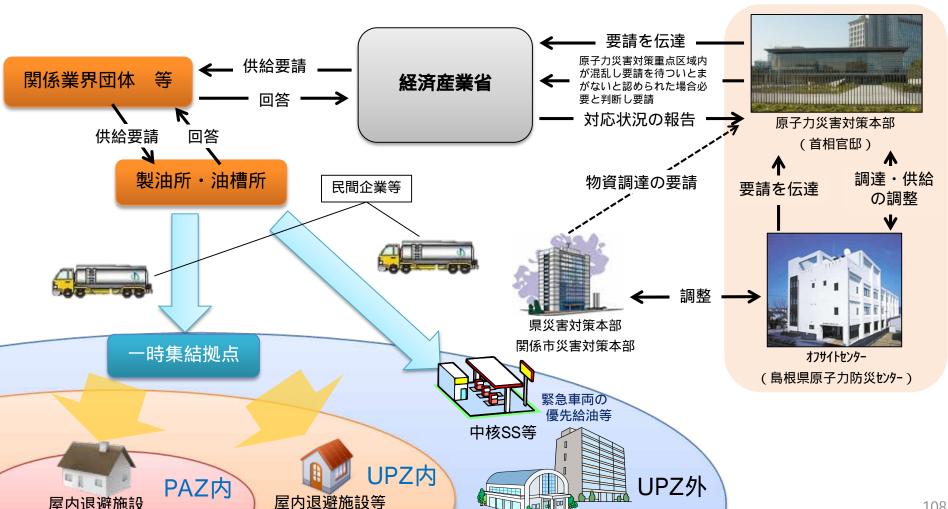
PAZ内

屋内退避施設

# 国による物資(燃料)の供給体制



- 島根県、鳥取県及び関係市が備蓄している燃料が不足する場合、島根県、鳥取県及び関係市から、原子力災害 対策本部に対し燃料調達の要請を行う。
- Ø 要請を受けた、又は原子力災害対策重点区域内が混乱し要請を待ついとまがないと認められた場合、原子力災害 対策本部は、経済産業省に対しこの要請を伝達、又は要請し、経済産業省は所管する関係業界団体等に調達要 請を実施し、原則として製油所・油槽所から一時集結拠点等への搬送を行う。



## 主な物資の種類と担当省庁、関係業界団体



Ø 被災者の生活の維持のために必要な物資(食料や生活用品等)の調達·供給は、防災基本計画 第2編 各災害に共通する対策編に基づき実施。

物資の種類	担当省庁	主要緊急物資	主な関係業界団体等
給水		飲料水	周辺自治体水道局
医薬品等	厚生労働省	一般薬、紙おむつ、 マスク 等	日本OTC医薬品協会、 日本製薬団体連合会、 日本医療機器産業連合会、 日本医薬品卸売業連合会 等
食料等	農林水産省	パン、即席めん、 おにぎり、缶詰 等	各種食品産業関係団体等
生活必需品	経済産業省	仮設トイレ、トイレットペーパー、 毛布 等	什器・備品レンタル協会、 日本家庭紙工業会、 日本毛布工業組合 等
燃料(石油・石油ガス等)		が ソリン、軽油 等	石油連盟、全国石油商業組合連合会、 独立行政法人石油天然がス・ 金属鉱物資源機構(JOGMEC) 等

貸出用機材の種類	担当省庁	主要緊急物資	
通信機器	総務省	災害対策用移動通信機器 (衛星携帯電話、MCA無線、簡易無線)	

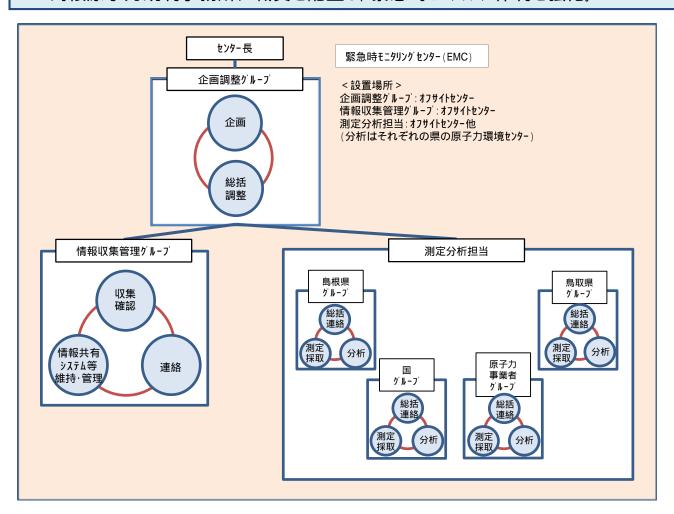


# 9. 緊急時モタリングの実施体制

#### 緊急時モタリングの体制



- Ø 国は、施設敷地緊急事態に至った原子力施設の立地道府県に緊急時モニタリングセンター(EMC)を設置する。
- Ø 緊急時モニタリングセンターの体制について、センター長、企画調整グループ及び情報収集管理グループをオフサイトセンターに、測定分析担当をオフサイトセンター及びそれぞれの県の拠点に設置する。UPZ外の緊急時モニタリング実施が求められる場合には、国の要員が中心となり、原子力事業者と協力して対応に当たる。
- Ø 島根原子力規制事務所に職員を配置し、緊急時モニタリング体制を強化。



#### 企画調整グループ

EMCの企画調整を担い、 EMC内の活動に対する監督 を行う。

#### 情報収集管理グループ

中央との情報共有システムを維持・管理するとともに、 緊急時モニタリングデータの 一元的管理等を行う。

#### <u>測定分析担当</u>

緊急時モニタリングを実施する。

# 島根地域の緊急時モタリング体制



- Ø 島根原子力発電所周辺の島根県及び鳥取県の6市(島根県4市、鳥取県2市)に、人口分布等を考慮して緊急時モニタリング地点175地点(島根県162地点、鳥取県13地点)を設定し、このうちUPZ内158局(島根県145局、鳥取県13局)及びPAZ内17局で防護措置の実施判断に係る連続測定を実施。
- ∅ このほか、国の測定局においても空間放射線量率を測定。

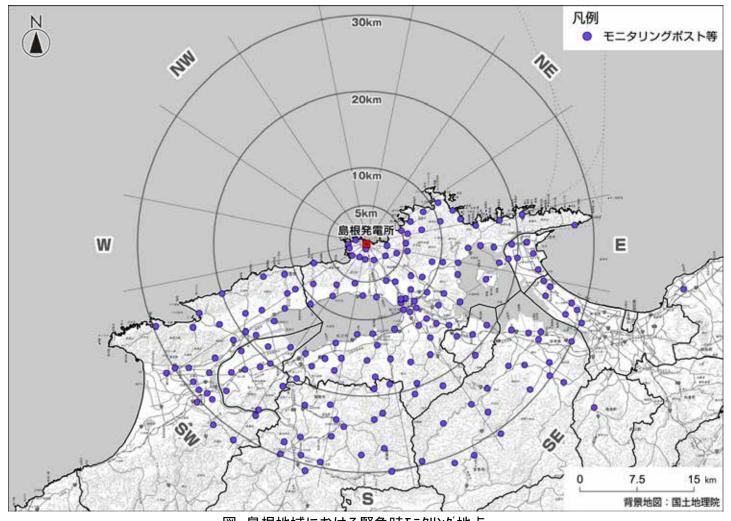


図 島根地域における緊急時モニタリング地点

## 島根県における環境放射線モタリング機器



#### Ø モニタリング ポスト等

- ・Eニタリングポスト(77局)、電子線量計(80局)及び大気モニタ(5局)で、島根県域の放射線量等を測定。 電源等の喪失が発生しても測定や伝送が中断しないよう、非常用電源や通信回線の強化を実施。
- ・万一、モニタリングポスト等が使えなくなった場合に備え、可搬型モニタリングポスト(6台)を配備。
- Ø 走行サーベイシステム
  - ・車両に搭載し、放射線量を測定する走行サーペイシステム(7台)を配備。



固定局 【24局】



可搬型モニタリングポスト 【53局】 (常時設置)



電子線量計 【80局】 (パッテリー付)



大気モニタ 【5局】 (線量計付)

モニタリング ポスト 【77局】



可搬型モニタリング ポスト 【6台】 (パッテリー付)



走行サーベイシステム 【7台】



可搬型ダストヨウ素サンプラー 【15台】

## 鳥取県における環境放射線モタリング機器



- Ø モニタリング ポスト
  - ・E\_タリング ポスト(13局)で、鳥取県域の放射線量等を測定。 電源等の喪失が発生しても測定や伝送が中断しないよう、非常用電源や通信回線の強化を実施。
  - ・万一、モニタリングポストが使えなくなった場合に備え、可搬型モニタリングポスト(11台)を配備。
- Ø モニタリングカー及びサーベイカー
  - ・放射線量等を測定する測定装置や機材を搭載したモニタリングカー(2台)、サーベイカー(2台)を配備。



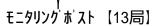
固定局 【2局】



可搬型モニタリング ポスト【11局】 (常時設置)



可搬型モニタリング ポスト 【11台】 (パッテリー付)





モニタリングカー 【2台】



サーペイカー 【2台】

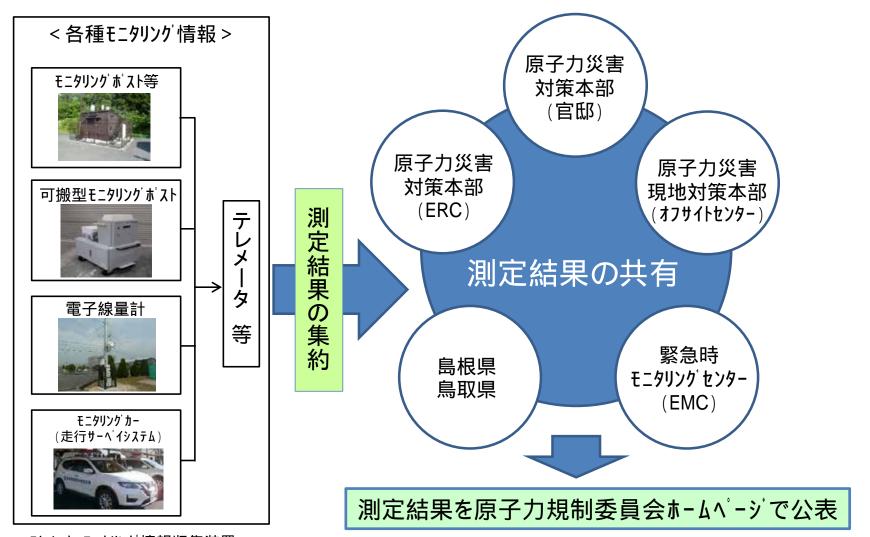


可搬型ダストヨウ素サンプラー 【16台】

#### 緊急時モタリング結果の共有及び公表



Ø 緊急時モニタリングの結果は、放射線モニタリング情報共有・公表システムにより集約、緊急時モニタリングセンター等の関係機関と共有し、防護措置の実施判断に係る検討に活用するとともに、ホームページにより公表。



テレメータ: モニタリング情報収集装置

#### 緊急時モタリング実施計画



- ∅ 島根県及び鳥取県では、緊急時モニタリング計画を策定している。
- Ø 国は、施設敷地緊急事態に至った際に、緊急時モニタリング計画を参照して緊急時モニタリング実施計画を 定めるほか、事態の進展に応じた同実施計画の改定等を行う。

参照の上、策定及び改定

島根県緊急時モニタリング計画

平成31年1月 島 根 県 鳥取県緊急時モニタリング計画 [島根原子力発電所編]

令和2年5月

鳥取県

<緊急時モニタリング計画>

#### 緊急時モニタリング実施計画(例)

【記載する項目の例】

<実施項目>

例

空間放射線量率の監視強化 必要に応じた可搬型モニタリング ポストの設置 モニタリング カーによる測定の実施 大気中放射性物質濃度の測定 環境試料中の放射性物質濃度の測定 等

< 実施主体 >

例)

玉

島根県、鳥取県

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

<報告>

<注意事項>

【その他添付資料等の例】 測定項目一覧

#### 緊急時モタリングに係る動員計画



- Ø 防災基本計画及び原子力災害対策指針に基づき、平成27年1月に「緊急時モニタリングに係る動員計画」が策定された。
- Ø 緊急時モニタリングの広域化や長期化に備え、要員及び資機材の動員についてあらかじめ準備すべき事項、動員の要請の手順等を定め、要員及び資機材の円滑な動員に資することを目的とする。

#### <概要>

原子力災害対策指針においては、緊急時のモニタリングの実施に当たって、国、地方公共団体及び原子力事業者は、目的を共有し、それぞれの責任を果たしながら、連携し、必要に応じて補い合うこと、関係指定公共機関は専門機関として国、地方公共団体及び原子力事業者による緊急時モニタリングを支援することとされている。

動員計画においては、緊急時モニタリングの広域化や長期化に備え、要員及び資機材の円滑な動員に資するため、

- Ø 地方公共団体、原子力事業者、関係指定公共機関等 (以下「関係機関」という。)から動員可能な要員及び資 機材の情報の調査方法
- Ø 上述の情報の更新の方法
- ② 緊急時モニタリングセンター、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部(全面緊急事態においては、原子力災害対策本部)事務局及び関係機関の調整プロセス等について規定。

関係機関の保有資機材数 (令和2年度調査による。島根県、鳥取県、 中国電力を除く。)

	要員 (数)	可搬型 モニタリンク'ポスト (台)	モニタリンク'カー (台)
国	18	75	21
道府県	872	253	36
原子力 事業者	616	57	33
関係指定 公共機関	96	6	2

各資機材については保有数を記載

#### 島根地域の緊急時モタリング地点及び一時移転等の実施

Ø 固定観測局については、そこで測定された実測値に基づいて迅速に防護措置を講ずる区域を特定できるよう、原子力災害対策重点区域における全ての一時移転等の実施単位ごとに設置されることが必要であり、島根県及び鳥取県では既設モニタリングは、スト等の値に基づき一時移転等を実施する範囲を関連付けている。既設モニタリングは、スト等の全てについて非常用電源を設置しているほか、既設モニタリングは、スト等の故障等に備え、可搬型モニタリングは、スト等を保有している。

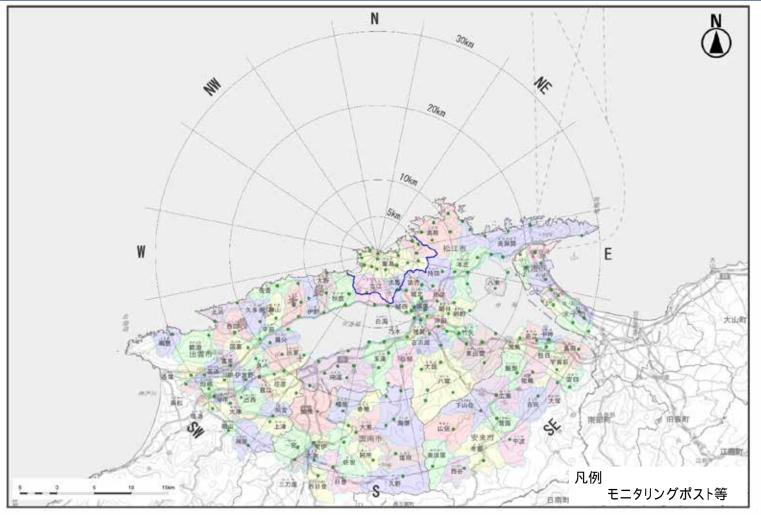


図 島根地域の緊急時モニタリング地点及び一時移転等の実施単位

## 中国電力による島根地域の緊急時モタリング



- Ø モニタリング ポスト
  - ・E\_タリング ポスト(6局)で、周辺監視区域境界付近の放射線量率を測定。電源等が喪失しても測定や伝送が中断しないよう、非常用電源や通信回線を強化。うち1局に設置しているダストモニタ(1台)で周辺監視区域境界付近の放射性物質濃度を測定。
- ∅ 可搬式モニタリング ポスト
  - ・衛星系回線による通信機能付の可搬式モニタリングポスト(9台)を確保しており、 上記モニタリングポスト(6局) が使用不能な場合、 このうち6台を配備。
  - ·残る3台は、施設敷地緊急事態が発生した場合、周辺監視区域境界付近のモニタリングポストとあわせて原子炉格納施設 周辺を囲む8方位の放射線量率を測定するため、海側に配備。
- ∅ 放射能観測車及びサーペイメータ等を搭載した車両
  - ・緊急時においてモニタリングできるよう、放射能観測車(1台)及びサーベイメータ等を搭載した車両(1台)を配備。
- Ø 放射能測定装置
  - ・発電所及びその周辺の放射線量率、放射性物質濃度をサーペイメータ等で測定。
- Ø オフサイトの協力
  - ·緊急時モニタリングセンターに必要な人員を派遣し、必要な協力を行う。



モニタリング ポスト【6局】



ダストモニタ【1台】



放射能観測車【1台】



サーベイメータ等 を搭載した車両【1台】



可搬式モニタリングポスト【9台】(衛星系回線による通信機能付)



サーヘ・イメータ



可搬式ダスト・ヨウ素サンプラ



# 10.原子力災害時の医療等の実施体制

## PAZ内住民等に対する安定 砂素剤の事前配布



- Ø 島根県及び松江市では「島根県安定ヨウ素剤配布計画」に基づき、平時から安定ヨウ素剤を事前配布。
- Ø 令和元年7月の原子力災害対策指針改正後は、40歳未満の者、妊婦、授乳婦、配布時点で挙児希望 のある女性、その他配布希望者に対して配布を実施。
- Ø PAZ内の住民及びPAZ内の事業所に勤務するPAZ外の住民に対して事前配布を実施し、令和3年4月現在、40歳未満の者に対し、1,663人(うちPAZ内の住民1,656人)に配布。



対象地区	40歳未満の 配布対象者	40歳未満の 配布済者
松江市 (鹿島地区、島根地区の一部、 ははま 生馬地区の一部、古江地区 の一部)	2,726人	1,656人

このほか、PAZ内の事業所に勤務する40歳未満の希望者(PAZ外在住) 7人に対して事前配布を実施。



(事前配布説明会の様子)

#### < 安定30素剤事前配布説明会 >

医師、自治体職員により、安定30素剤の効能や服用時期など、事前配布に際し知っておくべき事項を説明し、安定30素剤を配布。